

登別市行政不服審査制度における審理員の指名に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する審理手続を行う者（以下「審理員」という。）の指名に関し必要な事項を定めるものとする。

(審理員候補者名簿)

第2条 法第17条（法第66条第1項において準用する場合を含む。）に規定する審理員となるべき者の名簿（以下「審理員候補者名簿」という。）は、別表第1のとおりとする。

(審理員の指名)

第3条 審査請求（法第9条第1項ただし書に定める場合を除く。以下同じ。）があったときは、市長は、審理員候補者名簿に記載され、かつ、法第9条第2項各号に該当しない者のうちから遅滞なく審理員1名を指名するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、複数の審理員を指名することができる。この場合において、指名された審理員のうち1名を審理員が行う事務を総括するものとして指定するものとする。

2 市長は、前項の指名をしたときは、当該指名した者に対し審理員指名書（別記様式第1号）により通知するとともに、審査請求人より提出された審査請求書その他の関係書類を引き継ぐものとする。

3 市長は、第1項の指名をしたときは、当該審査請求に係る審査請求人に対し、審理員の指名について（別記様式第2号）により審理員の氏名を通知するものとする。

(審理員の交代)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名した審理員が、指名した後に法第9条第2項各号に該当するものであることを知ったとき、又は当該審理員が事故その他のやむを得ない事由により長期間にわたり審理手続を進めることができなくなったときは、遅滞なくその指名を取り消すとともに新たな審理員を指名するものとする。この場合において、指名を取り消された審理員は、新たに指名された審理員に審査請求書その他の関係書類を引き継ぐものとする。

2 市長は、前項の規定により審理員を交代したときは、前項の規定により新たに指名した者に対しては審理員指名書により、審査請求人に対しては審理員の交代について（別記様式第3号）により通知するものとする。

附 則（平成28年訓令第6号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

審理員となるべき者

総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、観光経済部長、都市整備部長、教育部長、総務部次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、観光経済部次長、都市整備部次長、教育部次長

別記様式第1号（第3条、第4条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

審理員指名書

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定に基づき、下記の審査請求について、同法が定める審理手続を行う者である審理員に指名する。

記

1 審査請求の件名

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
住所

氏名

3 審査請求日

年 月 日

別記様式第2号（第3条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

審理員の指名について

年 月 日に貴殿から提出のあった審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に基づき、同法が定める審理手続を行う者である審理員として、下記の者を指名したので、通知します。

また、本件審査請求については、以後「(事件名) (事件番号)」と記載することとしたので、御承知おきください。

記

審理員

所 属 部 署

職名及び氏名

別記様式第3号（第4条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

審理員の交代について

年 月 日に貴殿から提出のあった審査請求について、審理員に指定していた の指名を取り消し、新たに下記の者を審理員として指名したので、通知します。

また、審理員の交代に伴い、お預かりした証拠書類等についても、下記の者が管理することとなったことを申し添えます。

記

審理員

所 属 部 署

職名及び氏名